

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市DV防止基本計画（平成23～25年度）

平成23年度 年次報告書

平成24年7月

男女共同参画課



目 次

<b>1. 年次報告に関する説明</b>	.....	<b>2</b>	
<b>2. 体系図</b>	.....	<b>3</b>	
<b>3. 基本目標ごとのまとめ</b>	.....	<b>4</b>	
<b>4. 高達成度の事業一覧</b>	.....	<b>5</b>	
<b>5. 達成度の低かった事業一覧</b>	.....	<b>5</b>	<b>~ 6</b>
<b>6. 事業別一覧</b>	.....	<b>7</b>	<b>~ 11</b>
<b>7. 事業ごとの実績報告書</b>	.....	<b>12</b>	<b>~ 27</b>

∞年次報告に関する説明∞

本報告は、「市川市DV防止基本計画(平成23～25年度)」が「市川市男女共同参画基本計画に基づく第4次実施計画(平成23～25年度)」の一部分でもあることから、「市川市DV防止基本計画」に記載されている計画事業について、「市川市男女共同参画社会基本条例」第9条第1項に定める平成23年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

○ 所管課自己評価について

目標数値が設定されている事業について、目標数値とその実績から評価しています。

- 0 : 目標の10%未満
- 10 : 目標の10%以上達成
- 20 : 目標の20%以上達成
- 30 : 目標の30%以上達成
- 40 : 目標の40%以上達成
- 50 : 目標の50%以上達成
- 60 : 目標の60%以上達成
- 70 : 目標の70%以上達成
- 80 : 目標の80%以上達成
- 90 : 目標の90%以上達成
- 100 : 目標の100%以上達成

○ 主要課題ごとのまとめ(4頁)は、所管課による自己評価を基に、4つの評価区分ごとに事業数を掲載しました。  
また、主要課題ごとの平均達成度をグラフ化しました。

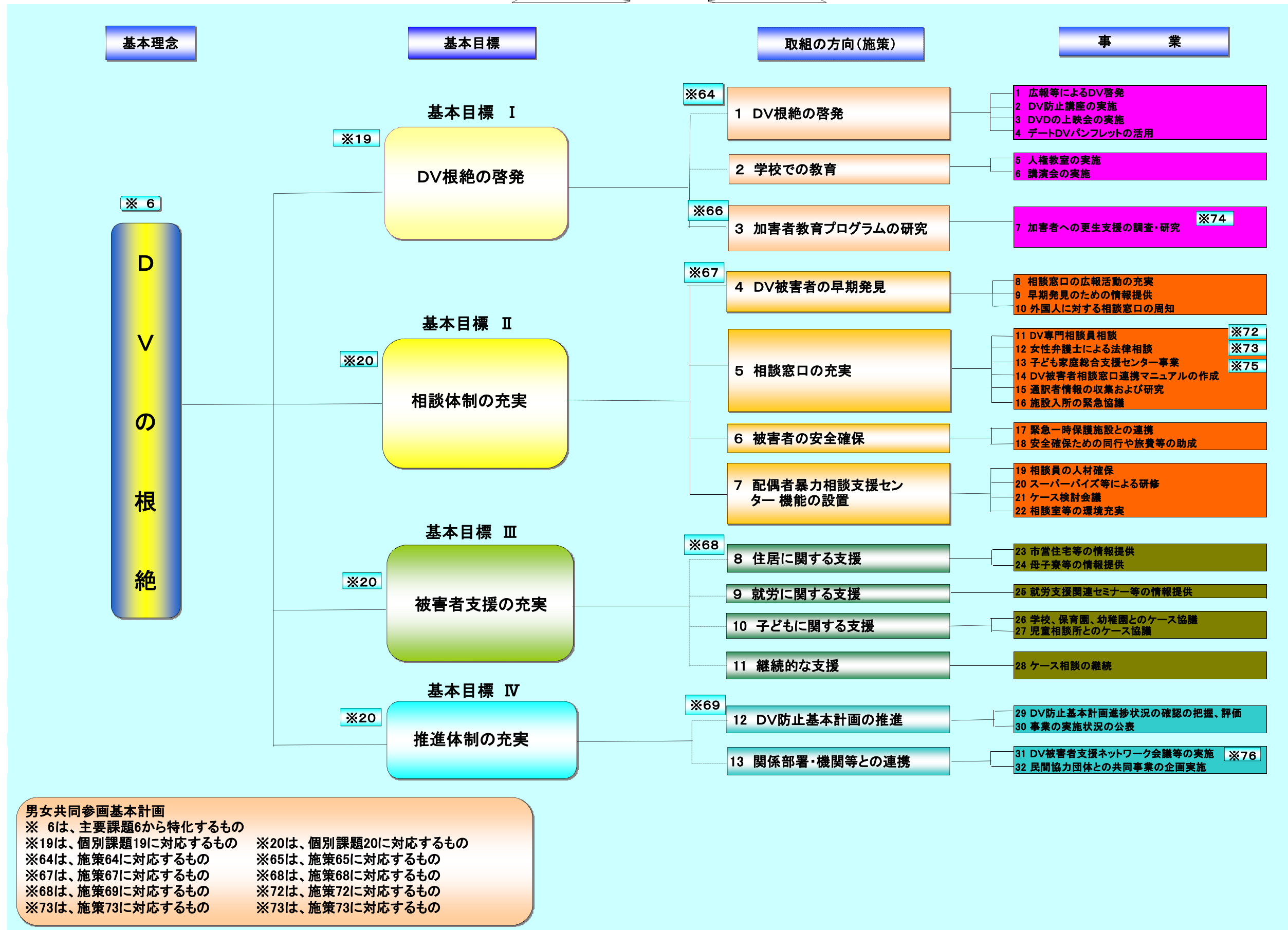
○ 高達成度の事業一覧(5頁)は、目標を大幅に超えて達成した事業をまとめたものです。

○ 達成度の低かった事業一覧(5～6頁)は、評価0～30の事業をまとめたものです。

○ 事業別一覧(7～11頁)は、各事業の自己評価等をまとめたものです。

○ 進捗状況(12～27頁)は、所管課による事業ごとの実績報告書の個票です。

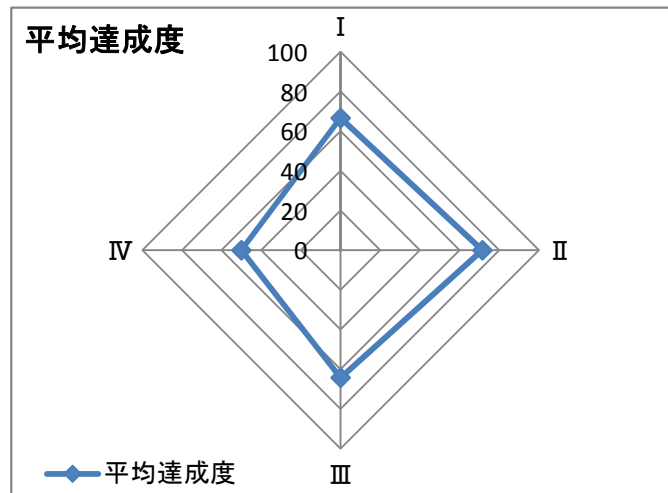
体系図



■基本目標ごとのまとめ  
 (基本目標ごとの実施計画事業評価結果)

基本目標	評価別事業数					平成23年度の評価
	100	90-70	60-40	30-0	評価なし	
I DVを許さない社会づくり	2	2	1	1	0	・基本目標全体に対する平均達成度は、66.7となっており、達成度0の事業が1事業あった。 ・「デートDVパンフレットの活用」については、達成度が0であったが、パンフレットの有効活用が図れるよう、配布先を検討する。
II 相談体制の充実	8	0	3	3	1	・基本目標全体に対する平均達成度は、71.4であり、計画の基本目標中、最も平均達成度が高くなっている。
III 被害者支援の充実と加害者教育	3	1	1	2	0	・「母子寮等の情報提供」、「就労支援関連セミナー等の情報提供」の達成度が0であったが、いずれも相談者へは適切な対応がとれていると考えている。
IV 推進体制の充実	1	0	0	1	2	・基本目標全体に対する平均達成度は50.0であり、計画全体の基本目標中最も平均達成度が低かった。

(基本目標ごとの達成度)



■高達成度の事業一覧  
目標を大幅に超えて達成した事業

No.	事業名 《所管課》	目標	23年度目標	23年度実績	評価	高達成度の理由
5	人権教室実施 《男女共同参画課》	受講児童数	3,000人	4,550人	100	市立小学校39校に対して人権教室の希望校を募集しており、希望学級数が多かった。学校内における児童のいじめは深刻化、低年齢化しており、人権教室の必要性が浸透してきていると思われる。
11	DV専門相談員相談 《男女共同参画課》	相談可能体制	相談員1日2名以上勤務する日を週3日とする	週7日	100	DV相談に対応するため、DV専門相談員だけではなく一般相談員も女性相談員(婦人相談員)としたため、全ての日において、女性相談員2名以上の対応が可能となった。
18	相談員の人材確保 《男女共同参画課》	女性相談員数(婦人相談員数)	5人	8人	100	配偶者暴力相談支援センターを開設し、相談件数も増加傾向にあるため、女性(婦人)相談員の経験者を採用したことにより、人材確保につながった。
20	ケース検討会議 《男女共同参画課》	ケース検討会議の実施回数	4回	8回	100	配偶者暴力相談支援センター開設後、月1回実施し、困難事例の対応方法等を検討すると共に、重篤なケースについては、担当以外の相談員も対応可能となるようケース会議を実施した。
32	民間協力団体の立ち上げ 《男女共同参画課》	DV防止講座の実施数	1回	2回	100	「DV被害者サポーター養成講座～初級～」を実施し、DV防止の啓発及びDV被害者への理解および支援者として知識等の啓発に取り組み、講座修了者8名からなる男女共同参画センターの登録団体が発足した。

■達成度の低かった事業一覧  
評価0-30の事業

No.	事業名 《所管課》	目標	23年度目標	23年度実績	評価	未達成の理由	今後の課題等
4	デートDVパンフレットの活用 《男女共同参画課》	配布枚数	500枚	0枚	0	配付先を当初は高校としていたが、デートDVの低年齢化を考えると、将来の被害者、加害者を出さないためには、中学校への配付のほうがより効果があること、また、県では平成17年度から、「若者のためのDV予防セミナー」を県内の高校を対象に実施していることも含め、配付学校の検討に時間を要したため。	デートDVは低年齢化しており、被害者が成長過程及び思春期であることも起因し、支援が非常に困難であるが、広く啓発できるようにパンフレットの有効活用等をどのようにしていくか検討していく。

No.	事業名 《所管課》	目標	23年度目標	23年度実績	評価	未達成の理由	今後の課題等
8	早期発見のための情報提供 《男女共同参画課》	DV防止についての説明会の実施回数	3回	1回	30	DV防止について第一段階として、民生委員の代表者を対象に説明会を実施し、さらに各地区で要望があれば随時、説明会を行うこととしたが、代表者説明会の実施が予定より遅れたため、年度内での地域での説明会までには至らなかった。	市民により近い民生委員にDV防止について啓発し、一人でも多くの女性のDV被害者が相談できるよう、地区別の説明会を随時行っていく。
15	施設入所の緊急協議 《男女共同参画課・地域福祉支援課・障害者支援課》	緊急一時的に施設に入所した数	3人	0人	0	地域福祉支援課、障害者支援課のケースにおいてDV被害者であったり、またその逆にDV相談を通して、高齢者支援や障害者支援が必要であったりと、ケースに応じて連携を図り柔軟に対応しているが、施設入所が必要となる重篤なケースや危険度の高いケースがなかったため。	DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法(24年10月1日施行)に留まらないケースに適した支援が可能になるよう、関係課との連携を強化していく。
17	安全確保のための同行や旅費等の助成 《男女共同参画課》	助成件数	2件	0件	0	ケースによって支援方法は異なり、今年度は重篤なケースや危険なケースで同行支援を必要とするケースはあったが、旅費の助成を必要とするケースはなかったため。	今後も、ケースの実態に合わせて、安全確保を第一に考え、必要に応じて、同行支援や旅費等の支給を行っていく。
23	母子寮等の情報提供 《男女共同参画課》	入居件数	2件	0件	0	必要に応じて住居等の相談や助言を行っているが、母子寮入居を必要とするケースはなかったため。	母子寮入居が適しているケースについては、子育て支援課と連携し行っていく。
24	就労支援関連セミナー等の情報提供 《男女共同参画課》	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数	3件	0件	0	就労が必要なケースについては、その実情に応じて相談・助言、情報提供を行っているが、今年度は証明書を必要とするケースはなかったため。	相談者には、常に、ケースの状況に適した就労の助言を行い、自立に向けた就労支援を行っていく。
31	DV被害者支援ネットワーク会議の実施 《男女共同参画課・子育て支援課》	開催回数	1回/年	0回/年	0	関係部署や関係機関の構成メンバーがほとんど変わらないこと、また内容的にもDVと児童虐待は密接に係わっていることから、既存の子ども人権ネットワーク会議と一緒にすることを関係課と検討するのに時間を要したため。	関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け共通認識・共通理解ができるようネットワーク会議の発足に向け関係部署と協議していく。



■事業別一覧

No.中の※印の数字は、「市川市男女共同参画基本計画に基づく第4次実施計画」から進行管理を移行した第4次実施計画中の事業番号です。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり								
取組の方向(施策)1 DV根絶の啓発								
1 (※71)	広報等による人権啓発	男女共同参画課	人権擁護委員の日(6月1日)、人権週間(12月4日～10日)等の記念日を中心に、広報等で啓発活動を行う。	広報紙掲載回数	2回/年	2回/年	100	6月と12月の特設相談窓口、人権啓発映画会を開催するにあたり、広報いちかわに掲載。ホームページ、ポスターによる広報を実施し、PRに努めた。さらに啓発に有効な媒体を考えていく。
2	DV防止講座の実施	男女共同参画課	DV防止に関し、正しい知識を身につけることができるような講座を開催する。	DV防止講座の延参加者数	100人	49人	40	2回、5時間の実施。参加者数は目標を下回ったが、講座を通して、DV防止の啓発及びDV被害者への理解、支援者としての知識等の啓発に取り組むことが出来た。今後は開催日数を増やし、DV防止を啓発する。
3	DVD上映会の実施	男女共同参画課	人権およびDV防止関係のDVD上映会を実施し、啓発する。	DVD鑑賞者延人数	30人	24人	90	人権週間1日特設相談窓口時に人権啓発映画会開催し、着実な活動に取り組んだ。参加者を増やすことが課題。
4	デートDVパンフレットの活用	男女共同参画課	デートDVのパンフレットを配布し、正しい知識を身につけるよう啓発する。	配布枚数	500枚	0枚	0	効果的にパンフレットを活用できるよう、来年度配付する学校等の検討をし、さらに県で実施しているデートDV防止セミナー実施校をふまえ、配付校や部数を検討した。デートDVIは低年齢化しており、有効な啓発を検討していく。
取組の方向(施策)2 学校での人権教育								
5	人権教室実施	男女共同参画課	他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるような人権教室を実施する。	受講児童数	3,000人	4,550人	100	小学校の小・中・高学年それぞれの年齢に合わせて、絵本冊子、DVD、冊子を使って人権擁護委員が人権教室を行った。市内26校の小学校で実施。今後は人権の花運動と同時に実施し、有効な啓発活動を行っていく。
6	人権講演会の実施	男女共同参画課	暴力は絶対に許さないという意識を根づかせるような講演会を実施する。	受講生徒数	1,600人	1,156人	70	人権擁護委員が各中学校で人権講演会を行っている。市立中学校16校のうち2校で実施。さらに人権作文コンテストに応募を働きかけていく。
基本目標Ⅱ 相談体制の充実								
取組の方向(施策)3 DV被害者の早期発見								
7	相談窓口の広報活動の充実	男女共同参画課	DVの女性被害者の相談窓口に関するちらしやハンドブック等を作成し、市庁舎内の関係部署および関係機関の窓口にて市民に配布する。	ちらし、ハンドブック、PRカードの配布数	ちらし・ハンドブック・PRカードの作成	ちらし・PRカードの作成	60	ちらしとPRカードを作成した。一人でも多くの女性のDV被害者が相談できるよう、また、市民に、支援者として理解を得られるよう配慮して、作成した。さらに関係部署の所属長説明会、庁内窓口職員への説明会を行い、有効活用を図る。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
8	早期発見のための情報提供	男女共同参画課	民生委員等の地域に精通している方々がDVの女性被害者を早期に発見し、速やかに、相談窓口案内できるようなDV防止についての説明会を実施する。	DV防止についての説明会の実施回数	3回	1回	30	民生委員の地区別説明会に先駆けて、会長・副会長の代表者会議で、DV防止の啓発を実施し、各地区での説明会の重要性を理解してもらえるよう取組んだ。今後も市民により近い民生委員にDV防止について啓発し、一人でも多くの女性のDV被害者が相談できるよう、地区別の説明会を随時行っていく。
9	外国人に対する相談窓口の周知	男女共同参画課	英語・中国語・韓国語・タガログ語等のDV相談窓口のPRカード、ちらし等を作成し、配布する。	配布枚数	ちらし・PRカード作成	5ヶ国語を作成	100	日本語が話せない外国人のDV被害者に、相談窓口がわかるよう、5ヶ国語でちらし、PRカードを作成した。今後は適切な配布場所を考えていく。
10	DV被害者相談窓口連携マニュアルの作成・活用	男女共同参画課	市役所の様々な受付窓口で、DV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口を案内できるよう、受付窓口専用の連携マニュアルを作成し、活用する。	窓口職員の説明会参加者数	マニュアル作成	マニュアル作成	100	DV防止基本計画策定プロジェクト会議において、連携マニュアル作成のため、平成23年度に5回会議を実施し、関係部署の様々な意見を反映したマニュアルを作成した。窓口職員が有効活用をできるよう説明会を実施していく。
取組の方向(施策)4 相談窓口の充実								
11 (※72)	DV専門相談員相談	男女共同参画課	被害者に適切な支援及び情報提供を行い、必要であれば関係機関へ迅速に引継ぎをする。	相談可能体制	相談員1日2名以上勤務する日を週3日とする	週7日	100	DV相談に対応するため、相談員は全て、女性相談員(婦人相談員)とした。DV相談の増加に伴い、1日3名体制も考えていく。
12 (※73)	女性弁護士による法律相談	男女共同参画課	あらゆる女性からの相談の中で法的支援が必要な場合、女性弁護士が法律相談を行う。	相談件数	200件/年	136件/年	60	毎週水曜日の午後実施、1日5人まで、相談可能な体制で取り組んでいる。年々、減少傾向となっており、相談が可能な条件等の見直しが必要である。
13 (※75)	子ども家庭総合支援センター	子育て支援課	子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続や相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。	活動件数	4,000件/年	4,203件/年	100	電話や庁内面接にて対応。DVについては述べ70人 実人数34人相談。うち2ケースが緊急一時保護所を利用。今後も関係機関との連携を維持しつつ、滞りない情報の受け渡しを行っていく。
14	通訳者情報の収集及び研究	男女共同参画課	外国人女性のDV被害者に対し、多言語で対応できるよう、通訳情報を収集し協力を求めていく。	通訳者情報の収集数	10人	5人	50	国際交流課の協力を得て、ボランティアによる5ヶ国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語)のDV連絡カード、ちらしの作成をした。人材登録台帳を整備していく過程で、通訳ボランティア希望の項目を設け、通訳者の情報収集に取り組んでいく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
15	施設入所の緊急協議	男女共同参画課・地域福祉支援課・障害者支援課	高齢あるいは、障害のあるDV女性被害者の緊急一時保護が必要となる場合、関係部署と緊急協議を行いふさわしい施設に一時的に避難させる。	緊急一時的に施設に入所した数	3人	0人	0	それぞれの課で対応している障害者、高齢者であるDV被害者のケースについて、予防・早期発見・相談を実施し連携を図った。DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法(24年10月1日施行)に留まらないケースに適した支援が可能になるよう、関係課との連携を強化していく。
取組の方向(施策)5 被害者の安全確保								
16	緊急一時保護施設との連携	男女共同参画課	千葉県および民間の緊急一時保護施設に入所することにより、被害者(同伴の子どもを含む)の緊急的な安全確保をする。	民間一時保護施設等の情報収集数	5か所	6か所	100	県の会議や日々の相談業務を通して、民間シェルターの情報収集をすることが出来た。シェルターという性質上、実際に必要に応じて情報収集に努める。
17	安全確保のための同行や旅費等の助成	男女共同参画課	施設・親戚・知人宅等に一時的に避難するために同行したり、交通費等が不足する場合には旅費等を助成する。	助成件数	2件	0件	0	今年度は、旅費等の助成はなかったものの加害者の追跡の可能性が高く、危険度の高いケース3件については、安全確保のための同行支援を行った。今後も、ケースの実態に合わせて、安全確保を第一に考え、必要に応じて、同行支援や旅費等の支給を行っていく。
取組の方向(施策)6 支援センター機能の充実								
18	相談員の人材確保	男女共同参画課	複雑化、多様化した相談に対応できるような専門知識と経験のある相談員を確保する。	女性相談員数(婦人相談員数)	5人	8人	100	配偶者暴力相談支援センターを開設し、相談件数も増加傾向にあるため、新たに2名の女性(婦人)相談員の経験者を採用し、人材確保に取り組んだ。今後も人材確保に取り組んでいく。
19	スーパーバイズ等による研修	男女共同参画課	相談員の質の向上のため更に上級の臨床心理士等(スーパーバイザー)からケースに対する助言や指導を受ける。	実施回数	—	—	—	来年度のスーパーバイズ実現に向け、予算計上し、講師の選定等に取り組み、来年度実施可能となった。
20	ケース検討会議	男女共同参画課	処遇困難ケースに対し、その対応や支援方法等を複数の相談員で検討することにより、適した対応ができるようにする。	ケース検討会議の実施回数	4回	8回	100	配偶者暴力相談支援センター開設後、月1回実施し、困難事例の対応方法等を検討すると共に、重篤なケースについては、担当以外の相談員も対応可能となるようケース会議を実施した。
21	相談環境の充実	男女共同参画課	相談者のプライバシーを厳密に保護し、同時に相談者、相談員とも安心安全を確保しながら、迅速で内容の濃い対応を目指すための相談環境を改善していく。	相談環境改善実施回数	1回	1回	100	印刷機を購入し、相談記録の打ち出し等スピードアップできるようになり、効率化を図ることが出来た。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅲ 被害者支援の充実と加害者教育								
取組の方向(施策)7 住居に関する支援								
22	市営住宅等の情報提供	男女共同参画課	DVの女性被害者やその家族が今後の安定した住居として、市営住宅を希望する場合、入居に関する情報提供をする。	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数	3件	3件	100	被害者が自立をするためには住居の確保が非常に重要となるため、情報提供や助言は常に行っており、そのうち市営住宅の申込に必要な証明書発行数は、3件であった。今後も自立のための情報提供や助言をケースの実情に合わせて行っていく。
23	母子寮等の情報提供	男女共同参画課	18歳未満の子どもがいるDVの女性被害者が、自立を目指す第1段階として、母子寮を希望する場合、子育て支援課と連携し、母子寮入寮についての情報、および生活保護の情報等を提供する。	入居件数	2件	0件	0	常にケースの実態にあわせ、最善の対応を検討し助言や情報提供を行っているが、その結果、母子寮への入居は無かった。母子寮入居が適しているケースについては、子育て支援課やサポートセンターと連携し行っていく。
取組の方向(施策)8 就労に関する支援								
24	就労支援関連セミナー等の情報提供	男女共同参画課	厚生労働省が所管する母子関係の貸付け金、助成金、奨励金、社会福祉協議会の貸付け金およびマザーズハローワークの開催する就労セミナー等の情報提供を行う。	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数	3件	0件	0	証明書を発行し、支援するケースはないものの、常に自立支援のための情報提供、助言を行い自立支援のために取り組んだ。相談者には、常に、ケースの状況に適した就労の助言を行い、自立に向けた就労支援を行っていく。
取組の方向(施策)9 子どもに関する支援								
25	学校、保育園、幼稚園とのケース協議	男女共同参画課	直接、間接を問わずDV被害を受けた子どもの安全確保と安心して学校等で学ぶことができるよう、子ども家庭総合支援センターや学校・幼稚園・保育園等と緊密に連携し、支援します。	協議ケース数	5件	3件	60	DV加害者である父親からの虐待やDVの重篤なケースで、逃げる準備や逃げているケースについて、追跡等の危険性が高い場合、学校・保育園・幼稚園等と連携を図り安全確保に取り組んだ。迅速に関係部署と連携を図り、より一層、子どもの安全・安心を図っていく。
26	児童相談所とのケース協議	男女共同参画課	被害世帯の子どもに心理的なケアが必要と思われる場合は、児童相談所と連携し支援します。	児童相談所との連携件数	3件	4件	100	相談の中でDV被害者である母親が、児童虐待の加害者となったケースやDV加害者の父親から虐待を受けていたケース等様々なケースを児童相談所に通告し、連携を図り対応した。今後も児童虐待があった場合は児童相談所と迅速に連携していく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
取組の方向(施策)10 継続的な支援								
27	ケース相談の継続	男女共同参画課	DVの女性被害者の意思を尊重した生活再建を支援できるようにケース相談を継続する。	相談ケース実数の中の継続相談ケース割合	90%	82%	90	配偶者暴力相談支援センター開設に伴い、知名度も高くなり前年に比べ他市、他県から市川市に逃げてくるケースが1割ほど増加し、他市へ逃げたケースも1割ほど増加した。今後も被害者の安全や自立に向けた支援を継続的に行っていく。
取組の方向(施策)11 加害者教育の研究								
28 (※74)	加害者への更生支援の調査・研究	男女共同参画課	加害者に対する再発防止更生プログラムの研究をする。	情報収集件数	3件	4件	100	加害者更生プログラムの有効なものは、確立されていないことから、まずは、加害者についての対応や行動等を内閣府や県、NPO法人からの資料収集をし、調査・研究に取り組んだ。今後も研究し、相談業務に生かしていく。
基本目標Ⅳ 推進体制の充実								
取組の方向(施策)12 DV防止基本計画の推進								
29	DV防止基本計画の進捗状況の確認および評価	男女共同参画課	市川市男女共同参画推進審議会に、本計画内の全事業について進捗状況および評価を報告し、審議結果を次年度事業の参考とする。	—	—	—	—	DV防止基本計画は平成23年8月策定のため、平成23年度は事業の取りまとめはない。平成23年度の実施事業については、平成24年度に進捗状況の確認を行うこととなる。
30	事業の実施状況の公表	男女共同参画課	本計画の事業の進捗状況を市のホームページ等で公表し、本計画を広く市民に周知し、DV根絶を目指す。	—	—	—	—	DV防止基本計画は平成23年8月策定のため、平成23年度は実施状況の公表はない。平成23年度の事業実施状況の公表は、平成24年度に行うこととなる。
取組の方向(施策)13 関係部署・機関等との連携								
31 (※76)	DV被害者支援ネットワーク会議の実施	男女共同参画課・子育て支援課	男女共同参画課、子育て支援課を中心に、関係各課、警察、健康福祉センター等に参加をしてもらい、各所管で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について協議し、連携を深める。	開催回数	1回/年	0回/年	0	DVと児童虐待は密接な関わりがあるため千葉県と同じように、既存のいちかわこども人権ネットワーク会議と一緒に開催できるか、否かを関係課で協議をした。現在、会議の発足に向け、関係部署と協議している。
32	民間協力団体の立ち上げ	男女共同参画課	DV被害者支援を目的とした民間協力団体の立ち上げを見越したDV防止関係の講座を実施する。	DV防止講座の実施数	1回	2回	100	「DV被害者サポーター養成講座～初級～」を実施し、DV防止の啓発及びDV被害者への理解および支援者として知識等の啓発に取り組み、講座修了者8名からなる男女共同参画センターの登録団体が発足した。今後もDV関連の講座等を実施し、DV被害者のサポーターを増やしていく。

■進捗状況  
 基本目標Ⅰ DV根絶の啓発  
 取組の方向(施策)1 DV根絶の啓発

事業名	広報等による人権啓発				No.	1 (第4次実施計画 No.71)
					所管課	男女共同参画課
事業概要	人権擁護委員の日(6月1日)、人権週間(12月4日～10日)等の記念日を中心に、広報等で啓発活動を行う。					
項目	年度	目標	広報紙掲載回数			
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	100				
目標数値	—	2回/年	2回/年	2回/年		
実績	2回/年	2回/年				
他の評価指標	ホームページ掲載回数、ポスターによる広報回数					
男女別人数の把握	—					
外部評価	—					
取組状況	6月と12月の1日特設相談窓口開設、人権啓発映画会(根絶!夫からの暴力あなたは悩んでいませんか)を開催するにあたり広報いちかわ5/21.11/19号に掲載。ホームページ2回、ポスターによる広報2回実施し、PRに努めた。					
今後の課題等	従来からの広報紙、市ホームページ、公共施設のポスター提示等に加えて、さらに啓発に有効な媒体を考えていく必要がある。					

事業名	DV防止講座の実施				No.	2
					所管課	男女共同参画課
事業概要	DV防止に関し、正しい知識を身につけることができるような講座を開催する。					
項目	年度	目標	DV防止講座の延参加者数			
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	40				
目標数値	—	100人	120人	140人		
実績	84人	49人				
他の評価指標	講座内容および理解度					
男女別人数の把握	女性49人					
外部評価	受講者アンケート					
取組状況	3/9、3/15の2回、5時間の実施。講座を通して、DV防止の啓発及びDV被害者への理解、支援者としての知識等の啓発に取り組むことが出来た。					
今後の課題等	講座開催日数を増やし、また、市民が興味を持って、学べる講座を開催し、さらにDV防止等を啓発する。					

事業名	DVD上映会の実施		No.	3
			所管課	男女共同参画課
事業概要	人権およびDV防止関係のDVD上映会を実施し、啓発する。			
項目	年度	目標	DVD鑑賞者延人数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	90		
目標数値	—	30人	40人	50人
実績	13人	24人		
他の評価指標	DVDの上映本数、DV防止に関する理解度			
男女別人数の把握	女性16人 男性 8人			
外部評価	—			
取組状況	12/4(日)人権週間1日特設相談窓口時に人権啓発映画会開催。「根絶！夫からの暴力あなたは悩んでいませんか」他、4本上映。着実な活動に取り組んだ。			
今後の課題等	広報誌等で啓発に努めているが、参加者が思うように集まらず、課題となっている。			

事業名	デートDVパンフレットの活用		No.	4
			所管課	男女共同参画課
事業概要	デートDVのパンフレットを配布し、正しい知識を身につけるよう啓発する。			
項目	年度	目標	配布枚数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	0		
目標数値	—	500枚	1,000枚	1,500枚
実績	50枚	0枚		
他の評価指標	パンフレット設置場所数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	効果的にパンフレットを活用できるよう、来年度配付する学校等の検討をし、さらに県で実施しているデートDV防止セミナー実施校をふまえ、配付校や部数を検討した。			
今後の課題等	デートDVは低年齢化しており、被害者が成長過程及び思春期であることも起因し、支援が非常に困難であるが、広く啓発できるようにパンフレットの有効活用等をどのようにしていくか検討していく。			

取組の方向(施策)2 学校での教育

事業名	人権教室の実施		No.	5
			所管課	男女共同参画課
事業概要	他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるような人権教室を実施する。			
項目	年度	目標	受講児童数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100		
目標数値	—	3,000人	3,500人	4,000人
実績	2,082人	4,550人		
他の評価指標	実施校数、児童の理解度			
男女別人数の把握	ほぼ同数			
外部評価	—			
取組状況	小学校の小・中・高学年それぞれの年齢に合わせて、絵本冊子、DVD、冊子を使って人権擁護委員が人権教室を行った。市内26校の小学校で実施。			
今後の課題等	23年度は人権教室と人権の花運動については、別々に実施した。今後は同時に実施することで、さらに友達を大事にすることや命の大切さを学ぶ機会とする。			

事業名	人権講演会の実施		No.	6
			所管課	男女共同参画課
事業概要	暴力は絶対に許さないという意識を根づかせるような講演会を実施する。			
項目	年度	目標	受講生徒数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	70		
目標数値	—	1,600人	1,700人	1,800人
実績	1,572人	1,156人		
他の評価指標	全国中学生人権作文コンテスト応募数、生徒の理解度			
男女別人数の把握	ほぼ同数			
外部評価	—			
取組状況	人権擁護委員が各中学校で人権講演会を行っている。市立中学校16校のうち2校で実施。			
今後の課題等	市内中学生に一人でも多く夏休みに「人権」を考えていただき作文として作品にしてもらう。「人権」を考える機会として一人でも多くの中学生に作文コンテストに応募してもらうよう働きかける。			



取組の方向(施策)3 加害者教育プログラムの研究

事業名	相談窓口の広報活動の充実		No.	7
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DVの女性被害者の相談窓口に関するちらしやハンドブック等を作成し、市庁舎内の関係部署および関係機関の窓口にて市民に配布する。			
項目	年度	目標	ちらし、ハンドブック、PRカードの配布数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	60		
目標数値	—	ちらし・ハンドブック・PR カードの作成	ちらし 1,000枚 ハンドブック500冊 PRカード500枚	ちらし 2,000枚 ハンドブック500冊 PRカード500枚
実績	—	ちらし・PRカードの作成		
他の評価指標	ちらし等の配布設置箇所の数、 ちらし、ハンドブック、PRカード の利用者数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	ちらしとPRカードを作成した。 一人でも多くの女性のDV被害 者が相談できるよう、また、市民 に、支援者として理解を得られ るよう配慮して、作成した。			
今後の課題等	DV関係部署の所属長説明会、 及び庁内窓口職員への説明会 を実施し、有効活用やDV防止 の知識等を啓発していく。			

基本目標Ⅱ 相談体制の充実  
取組の方向(施策)4 DV被害者の早期発見

事業名	早期発見のための情報提供		No.	8
			所管課	男女共同参画課
事業概要	民生委員等の地域に精通している方々がDVの女性被害者を早期に発見し、速やかに、相談 窓口以案内できるようなDV防止についての説明会を実施する。			
項目	年度	目標	DV防止についての説明会の実施回数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	30		
目標数値	—	3回	6回	12回
実績	—	1回		
他の評価指標	説明会参加者の理解度、説明 会参加者数			
男女別人数の把握	男14人・女21人			
外部評価	—			
取組状況	民生委員の地区別説明会に、 先駆けて、会長・副会長の代表 者会議で、DV防止の啓発を実 施し、各地区での説明会の重要 性を理解してもらえるよう取組ん だ。			
今後の課題等	市民により近い民生委員にDV 防止について啓発し、一人でも 多くの女性のDV被害者が相談 できるよう、地区別の説明会を 随時行っていく。			

事業名	外国人に対する相談窓口の周知		No.	9
			所管課	男女共同参画課
事業概要	英語・中国語・韓国語・タガログ語等のDV相談窓口のPRカード、ちらし等を作成し、配布する。			
項目	年度	目標	配布枚数	
	平成22年度 (基本計画 策定当初)		平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100		
目標数値	—	ちらし・PRカード作成	各200枚	各400枚
実績	—	5ヶ国語を作成		
他の評価指標	翻訳言語数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	日本語が話せない外国人のDV被害者に、相談窓口がわかるよう、5ヶ国語でちらし、PRカードを作成した。			
今後の課題等	有効活用できるよう、適切な配付場所等を考えていく。			

事業名	DV被害者相談窓口連携マニュアルの作成・活用		No.	10
			所管課	男女共同参画課
事業概要	市役所の様々な受付窓口で、DV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口を案内できるよう、受付窓口専用の連携マニュアルを作成し、活用する。			
項目	年度	目標	窓口職員の説明会参加者数	
	平成22年度 (基本計画 策定当初)		平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100		
目標数値	—	マニュアル作成	50人	100人
実績	—	マニュアル作成		
他の評価指標	窓口職員の理解度、DV相談窓口への案内数			
男女別人数の把握	【プロジェクト委員】 男8人・女8人			
外部評価	—			
取組状況	DV防止基本計画策定プロジェクト会議において、連携マニュアル作成のため、平成23年度に5回会議を実施し、関係部署の様々な意見を反映したマニュアルを作成した。			
今後の課題等	第一段階として、窓口職員が有効活用し、女性のDV被害者支援が出来るよう、窓口職員に説明会を実施していく。			

取組の方向(施策)5 相談窓口の充実

事業名	女性のためのDV専門相談員相談		No.	11 (第4次実施計画 No.72)
			所管課	男女共同参画課
事業概要	被害者に適切な支援及び情報提供を行い、必要であれば関係機関へ迅速に引継ぎをする。			
項目	年度	目標	相談可能体制	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100		
目標数値	—	相談員1日2名 以上勤務 する日を週3日とする	相談員1日2名 以上勤務 する日を週3日とする	相談員1日2名 以上勤務 する日を週4日とする
実績	相談員1日2名 以上勤務する 日は週2日	週7日		
他の評価指標	相談者の満足度、相談環境の整備、相談員の充実			
男女別人数の把握	女7人			
外部評価	—			
取組状況	DV相談に対応するため、相談員は全て、女性相談員(婦人相談員)とした。			
今後の課題等	DV相談の増加に伴い、1日3名体制も考えていく。			

事業名	女性弁護士による女性のための法律相談		No.	12 (第4次実施計画 No.73)
			所管課	男女共同参画課
事業概要	あらゆる女性からの相談の中で法的支援が必要な場合、女性弁護士が法律相談を行う。			
項目	年度	目標	相談件数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	60		
目標数値	—	200件/年	200件/年	200件/年
実績	171件/年	136件/年		
他の評価指標	相談者の満足度、市民の周知度			
男女別人数の把握	女性弁護士4名			
外部評価	—			
取組状況	毎週水曜日の午後を実施、1日5人まで、相談可能な体制で取り組んでいる。			
今後の課題等	年々、減少傾向となっており、相談が可能な条件等の見直しが必要である。			

事業名	子ども家庭総合支援センター事業		No.	13 (第4次実施計画 No.75)
			所管課	子育て支援課
事業概要	子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続や相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。			
項目	年度	目標	活動件数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100		
目標数値	—	4,000件/年	4,000件/年	4,000件/年
実績	4,143件/年	4,203件/年		
他の評価指標	支援内容の充実			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	電話や庁内面接にて対応。DVについては述べ70人 実人数34人相談。うち2ケースが緊急一時保護所を利用。			
今後の課題等	関係機関との連携を維持しつつ、滞りない情報の受け渡しを行い、ケースの処遇を決定する。			

事業名	通訳者情報の収集及び研究		No.	14
			所管課	男女共同参画課
事業概要	外国人女性のDV被害者に対し、多言語で対応できるよう、通訳情報を収集し協力を求めている。			
項目	年度	目標	通訳者情報の収集数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	50		
目標数値	—	10人	20人	30人
実績	—	5人		
他の評価指標	通訳者の協力数			
男女別人数の把握	女性3人 男性2人			
外部評価	—			
取組状況	国際交流課の協力を得て、ボランティアによる5ヶ国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語)のDV連絡カード、ちらしの作成をした。			
今後の課題等	人材登録台帳を整備していく過程で、通訳ボランティア希望の項目を設け、通訳者の情報収集に取り組んでいく。			

事業名	施設入所の緊急協議		No.	15
			所管課	男女共同参画課・地域福祉支援課・障害者支援課
事業概要	高齢あるいは、障害のあるDV女性被害者の緊急一時保護が必要となる場合、関係部署と緊急協議を行いふさわしい施設に一時的に避難させる。			
項目	年度	目標	緊急一時的に施設に入所した数	
		平成22年度 (基本計画策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課自己評価	—	0		
目標数値	—	3人	3人	3人
実績	—	0人		
他の評価指標	施設入所者の満足度			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	それぞれの課で対応している障害者、高齢者であるDV被害者のケースについて、予防・早期発見・相談を実施し連携を図った。			
今後の課題等	DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法(24年10月1日施行)に留まらないケースに適した支援が可能になるよう、関係課との連携を強化していく。			

事業名	緊急一時保護施設との連携		No.	16
			所管課	男女共同参画課
事業概要	千葉県および民間の緊急一時保護施設に入所することにより、被害者(同伴の子どもを含む)の緊急的な安全確保をする。			
項目	年度	目標	民間一時保護施設等の情報収集数	
		平成22年度 (基本計画策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課自己評価	—	100		
目標数値	—	5か所	10か所	10か所
実績	4か所	6か所		
他の評価指標	緊急一時保護施設入所による安全確保件数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	県の会議や日々の相談業務を通して、民間シェルターの情報収集をすることが出来た。			
今後の課題等	シェルターという性質上、実際に必要に応じて情報収集に努める。			

取組の方向(施策)6 被害者の安全確保

事業名	安全確保のための同行や旅費等の助成		No.	17
			所管課	男女共同参画課
事業概要	施設・親戚・知人宅等に一時的に避難するために同行したり、交通費等が不足する場合には旅費等を助成する。			
項目	年度	目標	助成件数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	0		
目標数値	—	2件	2件	2件
実績	—	0件		
他の評価指標	安全確保に関する満足度、同行支援件数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	今年度は、旅費等の助成はなかったものの加害者の追跡の可能性が高く、危険度の高いケース3件については、安全確保のための同行支援を行った。			
今後の課題等	今後も、ケースの実態に合わせて、安全確保を第一に考え、必要に応じて、同行支援や旅費等の支給を行っていく。			

事業名	相談員の人材確保		No.	18
			所管課	男女共同参画課
事業概要	複雑化、多様化した相談に対応できるような専門知識と経験のある相談員を確保する。			
項目	年度	目標	女性相談員数(婦人相談員数)	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100		
目標数値	—	5人	7人	7人
実績	4人	8人		
他の評価指標	臨床心理士資格の保有者数、女性センター等での相談員経験年数			
男女別人数の把握	全員女性			
外部評価	—			
取組状況	配偶者暴力相談支援センターを開設し、相談件数も増加傾向にあるため、新たに2名の女性(婦人)相談員の経験者を採用し、人材確保に取組んだ。			
今後の課題等	相談員の経験だけでは、スキルが高いとは判断できないので、その人材確保を考えれば市として勤務条件等を検討していく。今後も人材確保に取り組んでいく。			

取組の方向(施策)7 配偶者暴力相談支援センター機能の設置

事業名	スーパーバイズ等による研修		No.	19
			所管課	男女共同参画課
事業概要	相談員の質の向上のため更に上級の臨床心理士等(スーパーバイザー)からケースに対する助言や指導を受ける。			
項目	年度	目標	実施回数	
		平成22年度 (基本計画策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課自己評価	—	—		
目標数値	—	—	2回	4回
実績	—	—		
他の評価指標	女性相談員のスキルアップ度、講師情報数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	来年度のスーパーバイズ実現に向け、予算計上し、講師の選定等に取り組み、来年度実施可能となった。			
今後の課題等	重篤、困難なケースに対応するため、少人数で行うスーパーバイズは非常に重要であるため、定期的な実施が望まれる。			

事業名	ケース検討会議		No.	20
			所管課	男女共同参画課
事業概要	処遇困難ケースに対し、その対応や支援方法を複数の相談員で検討することにより、適した対応ができるようにする。			
項目	年度	目標	ケース検討会議の実施回数	
		平成22年度 (基本計画策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課自己評価	—	100		
目標数値	—	4回	6回	6回
実績	3回	8回		
他の評価指標	DV被害者の満足度、女性相談員のスキルアップ度			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	配偶者暴力相談支援センター開設後、月1回実施し、困難事例の対応方法等を検討すると共に、重篤なケースについては、担当以外の相談員も対応可能となるようケース会議を実施した。			
今後の課題等	ケース会議は、相談員のスキルアップのためにも重要であるため最低でも月1回の実施は必要である。			

事業名	相談環境の充実			No.	21
				所管課	男女共同参画課
事業概要	相談者のプライバシーを厳密に保護し、同時に相談者、相談員とも安心安全を確保しながら、迅速で内容の濃い対応を目指すための相談環境を改善していく。				
項目	年度	目標	相談環境改善実施回数		
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100			
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	1回			
他の評価指標	ハード・ソフトの両面で、均衡のとれた改善状況、加害者対応マニュアルの作成・活用				
男女別人数の把握	—				
外部評価	—				
取組状況	印刷機を購入し、相談記録の打ち出し等スピードアップできるようになり、効率化を図ることが出来た。				
今後の課題等	当相談室の環境は非常に恵まれているが、今後も相談件数の増加に対応し、継続して環境整備を行うこととする。				

事業名	市営住宅等の情報提供			No.	22
				所管課	男女共同参画課
事業概要	DVの女性被害者やその家族が今後の安定した住居として、市営住宅を希望する場合、入居に関する情報提供をする。				
項目	年度	目標	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数		
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100			
目標数値	—	3件	5件	5件	
実績	—	3件			
他の評価指標	入居件数(当選率)、入居後の満足度				
男女別人数の把握	女3人				
外部評価	—				
取組状況	被害者が自立をするためには住居の確保が非常に重要となるため、情報提供や助言は常に行っており、そのうち市営住宅の申込に必要な証明書発行数は、3件であった。				
今後の課題等	今後も自立のための情報提供や助言をケースの実情に合わせて行っていく。				



基本目標Ⅲ 被害者支援の充実  
取組の方向(施策)8 住居に関する支援

		No.	23		
		母子寮等の情報提供			
		所管課	男女共同参画課		
事業概要		18歳未満の子どものいるDVの女性被害者が、自立を目指す第1段階として、母子寮を希望する場合、子育て支援課と連携し、母子寮入寮についての情報、および生活保護の情報等を提供する。			
項目	年度	目標	入居件数		
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価		—	0		
目標数値		—	2件	2件	2件
実績		0件	0件		
他の評価指標		入居後の満足度			
男女別人数の把握		—			
外部評価		—			
取組状況		常にケースの実態にあわせ、最善の対応を検討し助言や情報提供を行っているが、その結果、母子寮への入居は無かった。			
今後の課題等		母子寮入居が適しているケースについては、子育て支援課やサポートセンターと連携して行く。			

事業名		就労支援関連セミナー等の情報提供		No.	24
				所管課	男女共同参画課
事業概要		厚生労働省が所管する母子関係の貸付け金、助成金、奨励金、社会福祉協議会の貸付金およびマザーズハローワークの開催する就労セミナー等の情報提供を行う。			
項目	年度	目標	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数		
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価		—	0		
目標数値		—	3件	5件	5件
実績		1	0件		
他の評価指標		就労に結びついた件数、助成金、奨励金の受給件数			
男女別人数の把握		—			
外部評価		—			
取組状況		証明書を発行し、支援するケースはないものの、常に自立支援のための情報提供、助言を行い自立支援のために取り組んだ。			
今後の課題等		相談者には、常に、ケースの状況に適した就労の助言を行い、自立に向けた就労支援を行っていく。			

取組の方向(施策)9 就労に関する支援

事業名	学校、保育園、幼稚園とのケース協議		No.	25
			所管課	男女共同参画課
事業概要	直接、間接を問わずDV被害を受けた子どもの安全確保と安心して学校等で学ぶことができるよう、子ども家庭総合支援センターや学校・幼稚園・保育園等と緊密に連携し、支援します。			
項目	年度	目標	協議ケース数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	60		
目標数値	—	5件	10件	10件
実績	5件	3件		
他の評価指標	子どもの満足度			
男女別人数の把握	女児3人			
外部評価	—			
取組状況	DV加害者である父親からの虐待やDVの重篤なケースで、逃げる準備や逃げているケースについて、追跡等の危険性が高い場合、学校・保育園・幼稚園等と連携を図り安全確保に取り組んだ。			
今後の課題等	迅速に関係部署と連携を図り、より一層、子どもの安全・安心を図っていく。			

取組の方向(施策)10 子どもに関する支援

事業名	児童相談所とのケース協議		No.	26
			所管課	男女共同参画課
事業概要	被害世帯の子どもに心理的なケアが必要と思われる場合は、児童相談所と連携し支援します。			
項目	年度	目標	児童相談所との連携件数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100		
目標数値	—	3件	5件	5件
実績	3件	4件		
他の評価指標	子どもの回復度			
男女別人数の把握	女児4人 男児2人			
外部評価	—			
取組状況	相談の中でDV被害者である母親が、児童虐待の加害者となったケースやDV加害者の父親から虐待を受けていたケース等様々なケースを児童相談所に通告し、連携を図り対応した。			
今後の課題等	子どもがいる家庭では、父親が母親に暴力を振るうことを子どもに見せ心的ストレスを与えることも児童虐待となる。DV被害女性の支援もさることながら、児童虐待があった場合は優先するものとし、児相と迅速に連携し、支援していく。			

事業名	ケース相談の継続		No.	27
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DVの女性被害者の意思を尊重した生活再建を支援できるようにケース相談を継続する。			
項目	年度	目標	相談ケース実数の中の継続相談ケース割合	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	90		
目標数値	—	90%	95%	95%
実績	—	82%		
他の評価指標	被害者の満足度			
男女別人数の把握	女性86人			
外部評価	—			
取組状況	配偶者暴力相談支援センター開設に伴い、知名度も高くなり前年に比べ他市、他県から市川市に逃げてくるケースが1割ほど増加し、他市へ逃げたケースも1割ほど増加した。			
今後の課題等	今後の本市のDVケースは危険度の高いケースや重篤なケースの増加が見込まれるため、被害者等の安全や自立に向けた支援を継続的に行っていく。			

取組の方向(施策)11 継続的な支援

事業名	加害者への更生支援の調査・研究		No.	28 (第4次実施計画 No.74)
			所管課	男女共同参画課
事業概要	加害者に対するの再発防止更生プログラムの研究をする。			
項目	年度	目標	情報収集件数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100		
目標数値	—	3件	5件	10件
実績	1件	4件		
他の評価指標	更生プログラムの研究体制(内部研究会の実施回数)、資料ページ数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	加害者更生プログラムの有効なもの、確立されていないことから、まずは、加害者についての対応や行動等を内閣府や県、NPO法人からの資料収集をし、調査・研究に取り組んだ。			
今後の課題等	今後も積極的に情報収集をし、加害者更生プログラム等を研究し、相談業務に生かすこととする。			

基本目標Ⅳ 推進体制の充実  
取組の方向(施策)12 DV防止基本計画の推進

事業名	DV防止基本計画の進捗状況の確認および評価		No.	29
			所管課	男女共同参画課
事業概要	市川市男女共同参画推進審議会に、本計画内の全事業について進捗状況および評価を報告し、審議結果を次年度事業の参考とする。			
項目	年度	目標	—	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	—		
目標数値	—	—	—	—
実績	—	—		
他の評価指標	審議会での意見件数、審議会での意見内容			
男女別人数の把握	—			
外部評価	男女共同参画推進審議会			
取組状況	DV防止基本計画は平成23年8月策定のため、平成23年度は事業の取りまとめはない。平成23年度の実施事業については、平成24年度に進捗状況の確認を行うこととなる。			
今後の課題等	—			

事業名	事業の実施状況の公表		No.	30
			所管課	男女共同参画課
事業概要	本計画の事業の進捗状況を市のホームページ等で公表し、本計画を広く市民に周知し、DV根絶を目指す。			
項目	年度	目標	—	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	—		
目標数値	—	—	—	—
実績	—	—		
他の評価指標	DV根絶に関する関心度の上昇、ホームページ閲覧後の問い合わせ数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	男女共同参画推進審議会			
取組状況	DV防止基本計画は平成23年8月策定のため、平成23年度は実施状況の公表はない。平成23年度の事業実施状況の公表は、平成24年度に行うこととなる。			
今後の課題等	—			

取組の方向(施策)13 関係部署・機関等との連携

事業名	DV被害者支援ネットワーク会議の実施		No.	31 (第4次実施計画 No.76)
			所管課	男女共同参画課・子育て支援課
事業概要	男女共同参画課、子育て支援課を中心に、関係各課、警察、健康福祉センター等に参加してもらい、各所管で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について協議し、連携を深める。			
項目	年度	目標	開催回数	
		平成22年度 (基本計画策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課自己評価	—	0		
目標数値	—	1回/年	1回/年	2回/年
実績	0回/年	0回/年		
他の評価指標	内容			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	DVと児童虐待は密接な関わりがあるため千葉県と同じように、既存のいちかわこども人権ネットワーク会議と一緒に開催できるか、否かを関係課で協議をした。			
今後の課題等	関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け共通認識・共通理解ができるようネットワーク会議の発足に向け関係部署と協議していく。			

事業名	民間協力団体の立ち上げ		No.	32
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者支援を目的とした民間協力団体の立ち上げを見越したDV防止関係の講座を実施する。			
項目	年度	目標	DV防止講座の実施数	
		平成22年度 (基本計画策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課自己評価	—	100		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	2回		
他の評価指標	講座参加者数、DV被害者支援協力団体数			
男女別人数の把握	女性49人			
外部評価	受講者アンケート			
取組状況	「DV被害者サポーター養成講座～初級～」を実施し、DV防止の啓発及びDV被害者への理解および支援者として知識等の啓発に取り組み、講座修了者8名からなる男女共同参画センターの登録団体が発足した。			
今後の課題等	今後も、DV関連の講座等を実施し、草の根的な活動により、DV被害者のサポーター(支援者)を増やし、NPO団体を発足できるように支援していく。			